

## ◆法定健康診断

健康診断項目			定期健診 (安衛則第44条)	特定業務従事者	
			Fコース	深夜業健診	
①	診察	聴打診・問診	○	○	
②	身体計測	身長(※)・体重・BMI	○	○	
		腹囲測定(※)	○	○	
③	視力検査	裸眼又は矯正	○	○	
④	聴力検査	ホーツカ-1000Hz・4000Hz	○	○	
⑤	血圧測定		○	○	
⑥	尿検査	糖・蛋白	○	○	
⑦	(※) 血液検査	肝機能検査	GOT・GPT・ $\gamma$ -GTP	○	○
		脂質検査	総コレステロール・中性脂肪・HDL-C・LDL-C	○	○
		貧血検査	赤血球数・Hb	○	○
		糖尿病検査	血糖・HbA1c	○	○
⑧	(※)胸部X線検査	正面直接撮影	○	—	
⑨	(※)心電図検査	安静時	○	○	
検査料金(税込)			8,580円	7,480円	

- (※) 定期健康診断(安衛則第44条)における健康診断項目の省略基準  
 定期健康診断においては、医師が必要でないと認める場合は省略することができます。  
 なお『医師が必要でないと認める』とは、経時的な変化や自覚症状および他覚症状、既往歴等を勘案し、  
 医師が総合的に判断した場合にはなります。  
 年齢等により機械的に決定されるものではありませんので留意して下さい。

## ◆雇用時健康診断 (安衛則第43条)

Fコースの検査項目 8,580円(税込)
----------------------

(雇用時の健康診断については項目の省略はできません。)